

じんけん

啓発紙

2017年

通巻61号

静岡県人権啓発センター開所20年に寄せて



個性が輝く社会を支える人権

静岡県人権啓発センター長 角 替 弘 志 (つのがえ ひろし)

21世紀は「人権の世紀」と言われ、本県においても平成9（1997）年4月、静岡県人権啓発センターが設置され、それから20年が経過しました。

平成6（1994）年、国際連合は「人権という普遍的文化」の構築を目指し、1995～2004年の10年間を「人権教育のための国連10年」と決めました。我が国では、これを受けて平成8年に国内行動計画を取りまとめ、本県でも平成9年に静岡県人権会議を設置し、平成11（1999）年3月には「『人権教育のため

の国連10年』静岡県行動計画（ふじのくに人権文化創造プラン）」を策定したのです。このプランは、数次の改定を経て現在の「静岡県人権施策推進計画(第2次改定版)（ふじのくに人権文化推進プラン）」に引き継がれています。

静岡県人権会議は、第1回「人権を考える県民の集い」（平成9年11月25日）において「人権アピール」を発表し、「私たちの身の回りには、性による差別、子ども・高齢者・障害者の人権問題、同和問題など、多くの人権問題が存在しており」「今、個人の尊重という原点に立って、社会や自分を見つめ直していく必要が」あることを強く訴えました。更に、平成16年12月に発表した「ふじのくに人権宣言」において、「人権問題の多くに内在する差別意識」の解消とともに、わたしたちの誰もが「個性の多様性を受け入れ、異なる個性と共存していくという意識」を持つことの重要性、大切さを広く訴えたのです。

人は、それぞれ筆跡や指紋が異なるように、誰もが独特で独自の個性（資質・能力）を有しています。この各人特有の個性を積極的に活かし輝かせることが、わたしたちの社会をより心豊かにするには必要です。ただそのためには、社会に存在するさまざまな障害・障壁（差別・偏見）によって、それぞれの人がある個性的な資質・能力が無視されたり、見落とされたりして、埋もれたまま活かされていないという現状があることを一刻も早く改めなければなりません。

今、わたしたちには人権啓発の努力が一層求められているのです。

も く じ

- 人権啓発指導員 初枝が聞く P2～P3
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例 P4～P5
- 人権啓発センターからのお知らせ P6
 - 人権啓発センターご利用の案内
 - 平成29年度人権啓発事業の計画



Shizuoka Prefecture

初枝が聞く！ ～新体制となった静岡県人権啓発センター～

こんにちは。人権啓発指導員3年目の森^{もり} 初枝^{はつえ}です。さて、我が静岡県人権啓発センターも、この4月から、馬塚雅敏^{まつかまさとし}人権同和対策室長と森^{もり} 恵一^{けいいち}指導員の2人を迎え、新たなスタートを切りました。そこで今回は、この2人に今後の抱負などを聞いてみたいと思います。まずは…

初枝) 恵一さん、お久しぶり！教員退職後にまた一緒に仕事ができるとはねえ(笑)。

恵一) どうも。御無沙汰しております。初枝先生とは、同じ焼津市内で勤務して以来ですね。縁あってこちらでお世話になります。どうぞお手柔らかに。



初枝) 恵一先生は、教員の最後の勤務が、前任の杉原(久雄)指導員と同じ、焼津東小の校長だったんですね？

恵一) そうなんです。杉原先生は私の2代前の校長です。学校の廊下に歴代校長として、堂々たるお姿の写真が飾ってあるんですよ(笑)。こちらでも出前人権講座の講師として6年間活躍されたと同っていて、ちゃんと後任が務まるかな～とすごく不安なんです。

初枝) 何事も慣れですよ。私も2年前に、市内の西奈南小の校長を最後に教員生活にピリオドを打ちましたが、こちらにお世話になることが決まった時、失敗を恐れず、攻めの姿勢で行こう！と決めました。自分と同じように、相手も大切、ということをお伝えたいと、この2年間取り組んできました。

恵一) 攻めの姿勢ですか…。何だか守りの姿勢に入ってしまうそう(笑)。講師依頼は学校や企業、福祉施設、公共団体など、あらゆる分野から飛び込んでくるようですね。それぞれの相手の要望に答えられるように、資料作成などの準備が重要になりますね。

初枝) 昨年度は指導員2人で100件の依頼をこなしました。大切なのは、こちらの思いが相手に届くことですから、こうやらなければいけない、という形はありません。恵一先生は恵一先生のスタイルを確立していけばいいと思いますよ。

恵一) わかりました。まだ講師デビューを果たしていませんが、教員になった22歳の春を思い出して、初々しい気持ちで取り組んでいきます。ここには参考になるDVDや書籍もたくさんあるので、時間がある時に目を通したいと思います。

先輩、これからよろしくお願いします！

初枝) こちらこそ。森森(モリモリ)コンビで頑張りましょう！

* 恵一指導員は研修期間を終え、5月30日に初めての講義を担当しました。講義を見守っていた初枝指導員から、「まずは合格」とのお墨付きをいただいたようです。今後の活躍を期待します。(編集部)



初枝) 続いて、馬塚雅敏室長です。室長は以前にも勤務経験があるそうですね。

馬塚) はい。10年前に係長(現在の班長)としてこちらで2年間お世話になりました。

初枝) 聞くとところによると、今の場所に移転したのは馬塚係長時代だったとか…。

馬塚) 静岡県人権啓発センターは、平成16年1月に県庁からシズウェルに移転しました。当初は窓もない狭い執務室でしたが、私が係長2年目の時に、現在の場所に移ったんです。展示スペースが拡充され、当初の2.5倍ほどの広さになりました。

初枝) では室長は、人権啓発センターの恩人なんですね。ありがとうございます。

馬塚) いえいえ。これも多くの方に、人権の大切さを理解していただいた結果だと思っています。もっとも私は、広くなった後の人権啓発センターには、ほんの1ヶ月いただけなんです。引っ越してすぐ、人事異動がありまして…。

初枝) あら、それは残念でした。でも、御栄転でしたから(笑)。久しぶりに勤務して、どんな感想をお持ちですか？

馬塚) この10年間で、人権を取り巻く環境も大きく変わったと思います。LGBTなど、性的少数者への差別や偏見、ネット上の人権侵害など、多種多様な人権問題が毎日のようにニュースになっています。また、同和問題については、意識の面で、まだまだ啓発が必要です。昨年12月に部落差別解消法が施行されましたが、今後も心理的な差別の解消を目指して取り組んでいく必要があると思います。いずれにしても、お互いの人権を尊重することの大切さは、以前と変わらないと改めて感じています。

初枝) 確かに、世の中が便利になっていく一方で、かつてはなかった、見えなかった、人権問題が浮き彫りになってきていますね。これから人権啓発センターをどのようにしていきたいですか？

馬塚) 多くの人に気軽に立ち寄っていただきたいですね。特に相談がない人でも、たまたまシズウェルに用事で来た人でも、ふらっと立ち寄って、本を読んだり、DVDを観たり…そんな気軽に立ち寄れるオアシスみたいになればいいと思います。それから、人権啓発センターの花形は、やはり出前人権講座です。センターの名前を大いに宣伝していただいていますからね。ですから、モリモリコンビには大いに期待しているんです。

初枝) と、室長からプレッシャーを掛けられたところでこのインタビューを終わらせていただきたいと思います(笑)。ありがとうございました。

*9年ぶりに管理職として戻ってこられた馬塚室長。今の場所に移転した当時の係長だったこともあり、センターへの思いは格別のものがあるようです。これからの御指導をよろしくお願いいたします。

(編集部)



初枝指導員

馬塚室長

恵一指導員

静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

～障害を理由とする差別の解消を推進していきます～

条例が目指すもの

静岡県では、県民の皆様と共に、障害のある方に対する差別の解消に取り組む本県の意思を明らかにするとともに、「障害者の権利に関する条約」及び「障害者差別解消法」を具現化し、障害を理由とする差別の解消を推進するための実効性ある仕組みを盛り込んだ「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を本年4月から施行しました。

＜実効性のある仕組み＞

- ①静岡県障害者差別解消相談窓口の開設
- ②助言・あっせんを行う「静岡県障害者差別解消支援協議会」の設置
- ③オール静岡で差別解消に取り組む県民会議の開催 など

条例の詳細等については、静岡県庁健康福祉部障害者政策課（TEL054-221-2352）または、下記のアドレスにて御確認ください。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-310/shougaipln/plan/sabetsukaisyou.html>

不当な差別的取扱いの禁止と合理的な配慮の提供

条例では、正当な理由がないのに、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したりすることなどの「不当な差別的取扱い」は禁止されています。

また、障害のある人から配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で応える「合理的な配慮の提供」が求められています。

静岡県障害者差別解消相談窓口の開設

県民からの、障害を理由とする差別の解消に関する専門的相談に対応するため、平成29年6月1日に「静岡県障害者差別解消相談窓口」を開設しました。

運営受託法人	一般社団法人静岡県社会福祉士会
相談窓口	電話番号 054-252-9800 FAX番号 054-252-0016 E-mail soudan-csw@yr.tnc.ne.jp 静岡市葵区駿府町1番70号 静岡県総合社会福祉会館4階
相談日時	週3日（火・木・金曜日）10：00～16：00 ※祝日及び年末年始除く
相談体制	専任の相談員（社会福祉士）を1人配置



障害を理由とする差別解消推進県民会議を開催しました

条例に基づいて、「オール静岡」で障害を理由とする差別解消を推進するため、初の「障害を理由とする差別解消推進県民会議」を平成29年6月15日に開催しました。県民会議には、障害福祉団体をはじめ、福祉、医療、雇用、商業、交通、教育その他の団体、国機関、市町等224団体等が参画し、当日は、各団体の代表など207名が出席しました。

【挨拶】

吉林章仁副知事から、障害の有無によって分け隔てられることなく、優しく暮らしやすい、誰にとっても開かれた、共生社会の実現に向けて、全力で取り組んでいく旨の挨拶がありました。



【施策説明】

山口重則県健康福祉部長から、障害者差別解消条例制定の背景や目的を説明し、民間事業者等へ「合理的配慮の提供」の徹底を求めました。



【記念講演】

国連障害者権利委員会委員を務める石川准静岡県立大学国際関係学部教授は、合理的配慮を求められた場合、最初から「無理だ」と拒むのではなく、互いにとって良い方法はないかと建設的な対話をするのが重要であると呼び掛けました。



【好事例発表①】

商業組合静岡県タクシー協会の八木孝雄専務理事から、同協会が取り組んでいる、合理的配慮の提供の考え方も盛り込んだユニバーサルドライバートレーニング研修の取り組みの紹介がありました。



【好事例発表②】

NPO法人みんなの家の奥田真美ケア主任から、障害者の旅行サポートの事例発表があり、ハード面の整備にこだわらず、ソフト面でカバーできる合理的配慮の取り組みについて説明がありました。



人権啓発センターからのお知らせ

静岡県人権啓発センターご利用の案内

静岡県人権啓発センターでは、日常の生活の中で県民一人ひとりに人権尊重の意識が定着し、だれもが幸せに暮らせる静岡県の実現に向けて、県民の皆様幅広く開かれた人権啓発の拠点として、県民や関係者とのネットワーク機能や橋渡し機能を担いながら人権啓発活動や人権相談を行っています。

開館日：月曜日～金曜日（祝日、12/29～1/3を除く）

時間：午前9時～午後5時 ただし電話相談等は午後4時30分まで

※面接相談についてはあらかじめご連絡ください。



平成29年度人権啓発事業の計画

月	内 容	※詳細はホームページ等で御確認ください。
4月		
5月		
6月	23日：人権啓発指導者養成講座（1日目）（終了） 27日：人権啓発指導者養成講座（2日目）（終了）	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 《年間を通じた取組》 ☆広報誌「じんけん」発行（3回） ☆ホームページによる情報提供 ☆講師派遣（出前人権講座） ☆ビデオ・DVD・図書等の貸し出し・閲覧 ☆「だれもが幸せに」、「人権リーフレット」等の資料提供 </div>
7月	7日：人権啓発指導者養成講座（3日目）（終了） 28日：人権ファシリテーター養成講座（県教委共催）（終了）	
8月		
9月		
10月	6日：人権教育行政担当者連絡協議会（県教委共催）	
11月	8日：子どもと大人の温かい絆づくりセミナー（保育士向け）	
12月	人権週間（4～10日）を中心に ：ポスター、テレビスポットCM等による啓発広報 4日：人権シンポジウム 6日：人権講演会 19日：ふじのくに人権フェスティバル	
1月	15日：子どもと大人の温かい絆づくりセミナー（保護者向け）	
2月		
3月		
（日程調整中）企業と人権セミナー 人権に配慮した相談対応のためのスキルアップ講座		

平成29年8月発行

（平成29年度 法務省委託事業）

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室（静岡県人権啓発センター）

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内

TEL 054-221-3330 FAX 054-221-1948 e-mail jinken@pref.shizuoka.lg.jp http://jinken.pref.shizuoka.jp/

印刷用の紙にリサイクルできます。
この印刷物は、7,000部作成し、1部あたりの印刷経費は10.6円です。